

大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町が令和2年2月に発表した「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）においては、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）では、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げており、現在、ビジョンに基づき、地域新電力会社である「大熊るるん電力株式会社」の設立や、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」の制定をはじめ、各種施策を実施している。

本業務は、ゼロカーボン条例に基づくエネルギー使用量報告制度の運用や、大熊町ゼロカーボン補助金の運用に関する技術的支援、その他「大熊町ゼロカーボンビジョン」の達成に向けた各種の技術的支援を行うことで、もって「大熊町ゼロカーボンビジョン」の達成に資することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 対 象 業 務 大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託
- (2) 仕 様 別紙「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和8年2月27日までの期間
- (4) 委託費の上限 金35,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 過去 5 年間に、以下に示す業務の全てを受注した実績があること。
 - ・ 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた地域のビジョン・計画等の策定業務等（低炭素ではなく脱炭素を前提としたものであること）
 - ・ 既存需要施設への自家消費型再生可能エネルギーの導入に係る設計業務等

（２）様式等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

４ スケジュール及び様式一覧

（１）スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 7 年 4 月 1 1 日（金）
質問受付期限	令和 7 年 4 月 1 8 日（金）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 4 月 2 3 日（水）
参加資格確認申請書提出期限	令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午後 5 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 5 月 3 0 日（金） ※公募状況により変更の可能性あり ※時間は別途通知
審査結果の通知	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）以降

（２）様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書
様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、大熊町ゼロカーボン推進課宛に電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

メール：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp（ゼロカーボン推進課宛）

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年4月23日（水）午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。

なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）

② 会社概要（様式第3号）

③ 本要領3プロポーザルに係る事項（1）プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月23日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4判とする）

② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする）

③ その他企画提案を説明するのに必要な書類

④ 会社概要（様式第3号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

⑤ 守秘義務誓約書（様式第4号）

⑥ 業務実施体制書（様式第5号）

⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）

⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

（4）提出部数

- ・①～⑨につき、印刷1部及びPDFデータ
- ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること（④、⑥、①の順とすること）。

（5）提出方法 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「大熊町ゼロカーボンビジョン推進支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、以下のとおり作成すること。本業務では、調査手法や温暖化対策に対する一般的な知識・経験に加えて、大熊町の地域特性に対する深い理解に基づいて、ゼロカーボンを通じた町の復興という政策目的を実現するためのリサーチデザインの能力が必要不可欠である。提案者は、大熊町ゼロカーボンビジョンをよく読み込んだ上で、以下の内容について資料を作成すること。

（1）提案内容

① 各業務に係る実施体制及び実施スケジュールについて

仕様書案中「3 委託業務内容」に記載の（1）～（11）に示す各業務に関し、実施体制と実施スケジュールを提案すること。実施体制に関しては、各業務に主担当1名と副担当2名以上を配置するものとする。実施スケジュールについては最終的な獲得目標（報告書や成果物の作成、業務の遂行等）を合わせて提案すること。

② 大熊町ゼロカーボン補助金の制度設計に係る支援業務について

大熊町では令和4年度よりゼロカーボン補助金制度を展開しており、年々相談数及び申請数が増加している。今後もより多くの方々に補助制度を利用してもらうため、大熊町の現状や世界的なトレンドを考慮し、町内ゼロカーボンの推進に寄与する新たな補助項目や現行制度の修正案について提案すること。

③ 大熊町にふさわしい環境学習機能について

現在大熊町が検討している環境学習機能は、ゲートウェイ施設を起点として町内外の既存施設を回遊しながらゼロカーボンについて学ぶことを基本コンセプトとしており、その中で「XR」の有効活用を1つの特徴としている。

回遊する施設については、再エネ発電所など屋外にあるケースも考えられることから、屋外での「XR」の活用手法について提案すること

④ 大型蓄電池の活用スキーム案について

ゼロカーボンビジョンにおいて、大熊町に適した再エネ電源は太陽光と風力であることが示されているが、いずれも不安定電源であり、電力の地産地消を安定的に実現するためには大型蓄電池の活用が必要ではないかと考えている。「蓄電池を活用した電力の地産地消」をコンセプトにスキームを検討し提案すること。

(2) 留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

(3) 参考図書の提供について

参加資格が認められた参加者については、「8 企画提案書の内容 (1) 提案内容 ③ 大熊町にふさわしい環境学習機能について」に示すコンセプト資料等を町が指定する方法で提供する。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

(2) 複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。提出された企画提案書等は返却しない。

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

開催日時：令和7年5月30日（金）※公募状況により変更の可能性あり

※時間は別途通知

会 場：大熊町役場本庁舎

※審査会場に入室できる企画提案者は3名までとする

② 審査所要時間

説明時間20分以内、及び質疑応答15分以内の計35分以内を目安とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。ただし、審査員一人あたりの平均点数が30点を満たさない者は選定されない。

なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は重要項目部分の点数比較、点数も同じ場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。

なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 基本項目			(10)
①	実績	・脱炭素社会の実現に向けた調査検討に関する実績があるか。 ・大熊町における調査検討に関する実績があるか。	5
②	地域理解	大熊町が置かれた特殊な状況を定量的かつ定性的に理解し、地に足の着いた検討ができているか。加えて、その特殊性や厳しさを逆手にとりゼロカーボンの推進に生かしていく発想力を有しているか。	5
2. 提案事項			(50)
③	実施体制・実施スケジュール	・業務遂行に必要な実施体制が整備されているか。 ・明確かつ有意義な獲得目標が示されているか。また、目標達成のための実施スケジュールが合理的かつ実現可能なものになっているか。	10
④	ゼロカーボン補助金支援	提案された補助項目また修正案は町の実情が考慮されたものか。また実現可能性があり、ゼロカーボンの推進に資するものか。	20

⑤	環境学習機能について	・「XR」を活用したコンテンツについて、体験者に新鮮な驚きを与えるオリジナリティを有するとともに、ゼロカーボンに対する理解を深めることが期待できるか。 ・屋外での活用という特殊な環境が考慮された実現可能性の高い提案か。	10
⑥	蓄電池の活用について	・大型蓄電池事業のスキームを整理・理解できているか ・地域新電力との連携を視野に入れているか。 ・実現可能性の高い提案となっているか。	10
合計点			(60)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

(通常項目：5点満点)

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(重要項目：10点満点)

点数	評価
10	優れている
8	やや優れている
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

住 所 〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717 番

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

電話番号 0240-23-7597

メー ル zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp